

民主党名古屋市議団議会改革調査検討会

議員定数に関する答申

基本的な考え方

わが国の自治制度である二元代表制の目的は、それぞれ独立した市長と議会が対等で健全な緊張関係を維持し、市民の福祉向上に努めることです。この目的を達成するために必要な議員定数は、確保されなければなりません。

議員定数は、議会・議員の業務量を評価した結果や行財政改革の視点から単純に算出すべき性質のものではありません。議員定数の増減は、市民の代表者としての位置づけや市長との関係などの、自治制度の根幹にかかわる重要な問題です。

協議概要

本会は、議員定数基準に関する法律や名古屋市会における過去の議員定数の増減について説明を受け、議会の役割等について協議いたしました。具体的には、人口動態や昼間人口、市民意見の反映と一票の格差、議員の役割と定数の関係、“地域主権”時代の議会のあり方などについて意見交換いたしました。

地方自治の本旨に基づき、名古屋市独自の選挙制度や議員定数も認められるべきとの考えもあります。しかしながら、現行の法的な制約の下、名古屋市会は原則を定めて実践しており、議員定数に関するこれまでの取り組みを評価いたします。

答申

下記の二原則は明確であり、これを高く評価し、今後もそれを維持することを要望します。

- ① 選出議員が一名となる、いわゆる「一人区」を設けないこと。
- ② 各選挙区の定数は、少なくとも人口3万人一人以上の割合で比例配分すること。

議会にとって議員間の議論は礎です。市長・行政チェックだけではなく、市民が期待する魅力的な議論とは、議員の政治理念や信条の吐露、政策の合意に向けた議員間の建設的な議論です。多様な市民意見を反映し、名古屋市が直面している、また今後予想される多様な課題について、委員会や研究会等に分かれて真摯な議論を十分に行なえる議員の数を想定すると、地方自治法の定数基準に照らしても、**現行においては、議員定数75は適正と考えます。**